

平成 28 年度 第 5 回 支部会 報告書

一般報告

1. 新規組合加入者承認の件

平成 29 年 3 月 23 日(木)2 名・30 日(木)2 名 合計 4 名の認可が発表になりました。

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
(保)小林 毅	74	しまむら よしのり 島村 佳典	51	瀬谷区北新 39-12 飛鳥交通横浜(株) 新横浜営業所
(金)高本 敏之	65	いけだ ともたか 池田 智誉	44	金沢区能見台 4-3-16 七番館 210 大栄交通(株) 本社営業所
(港)松本 凱司	72	かわかみ としひさ 川上 俊久	59	磯子区杉田 2-12-8-103 京急文庫タクシー(株) 本社営業所
(神)佐々木 義和	71	みむら けいじ 三村 圭二	58	旭区本村町 81-5 神奈中ハイヤー横浜(株) 本社営業所

2. 組合員事業廃止について

(保) 小林 毅	74 歳	平成 29 年 3 月 23 日	譲渡廃業
(金) 高本 敏之	65 歳	平成 29 年 3 月 23 日	譲渡廃業
(港) 松本 凱司	72 歳	平成 29 年 3 月 30 日	譲渡廃業
(神) 佐々木 義和	71 歳	平成 29 年 3 月 30 日	譲渡廃業
(神) 横溝 浩一	56 歳	平成 29 年 3 月 29 日	一般廃業

長い間、組合活動にご協力頂き有り難うございました。又、譲渡にご協力頂き心よりお礼を申し上げます。いつまでもお元気でお過ごしください。

3. 組合員の組合脱退について

(中) 位下 孝道 平成 29 年 3 月 31 日付けで組合を脱退されました。

4. 総代会公示と議案書発送について

総代会公示と議案書発送を 5 月 17 日(水)に行います。

5. 羽田定額運賃輸送実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙

羽田定額運賃が変更になりましたので定額運賃輸送実績報告書が新しくなりました。
定額運賃を実施した場合には、新しい定額運賃輸送実績報告書に記入して、翌月 3 日までに直接、総務に提出をお願い致します。《期日厳守》新しい定額運賃輸送実績報告書は別紙で添付。

6. 推奨ドライブレコーダーの紹介です

① 品 名	セルスター製 CSD-390HD ¥19800(消費税含¥21384) 室内・室外録画		
部 品 代	¥1,978		
取 付 料	¥6,000	総額 (¥10,000×3 回 合計 ¥30,000 で組合費請求可)	
取 付 業 者	共和電機工業 (南区山王町 4-28) 045-251-2086		

※申込窓口は総務 (辻) ・専務理事 (安部) まで

注意) 室内カメラ設置者には誓約書を書いて頂き、そして解析ソフトは組合預かりで、管理させていただきますのでその旨ご了承のほどお願い致します。

7. 制服について

《紳士服の青木》が支部会 29 日・30 日、1 階にてスーツ・ジャケット・ズボン・ワイシャツ・ネクタイ等を展示販売致します。尚、お支払いは組合費で請求(3 万円以上で最大 3 回の分割まで)となります。

8. 組合表彰規定の対象者について

① 組合員表彰について

インターコンチネンタルホテルの大口配車依頼を組合に紹介して頂き、多くの無線配車が来ています。インターコンチネンタルホテルと組合を上手く繋いで頂き無線業務に貢献して頂きましたので、感謝をこめて表彰致します。

(保)村田 恭一 組合員 賞状・褒賞金(一万円)

② 職員永年勤続表彰

20 年勤続 (感謝状・褒賞金 3 万円)

氏 名	採 用 年 月 日	勤 務 年 数
露木 景之助	平成 9 年 2 月 1 日	20 年 3 ヶ月

[組合表彰規定]

該当者	表彰理由	賞状	褒章金	その他
組合員 組合職員 その他	組合員・職員・第三者を問わず組合の名誉向上又は利益の為、大なる功績のあった者。	表彰状又は感謝状	金 一封 5 千円～5 万円	記念品

9. 事業許可期限更新講習会開催のお知らせ

平成 29 年 6 月 1 日付事業許可期限更新に伴う講習会及び期限変更通知書交付式が下記により行われますので、必ず出席して下さい。

記

日 時 平成 29 年 6 月 20 日(火) 13 時 開始予定
(受付開始 12 時 30 分)

場 所 横浜市 西公会堂

横浜市西区岡野 1-6-41 ○ 横浜駅から徒歩 10 分

携帯品 1. 印鑑 (認印可)
2. 運転免許証

※ 事業者乗務証は必要ありません。

(運転免許証更新時に書替。別途通知しています。)

- 講習会終了後、通知書交付式が行われます。
- 会場は《 西公会堂 》です。お間違えの無いようお願い致します。
- 時間厳守。(遅刻すると再度受講する事になります)
- 当日、車での来場は出来ません。(公会堂に駐車場はありません)
- 敷地内すべて禁煙です。(喫煙は指定された場所のみで可能です)

◎ 運転記録証明書のコピーをお届け致します。

記載されている違反等の後 5 月 31 日迄の間の違反等は申告義務がありますので、至急組合 3 階総務迄、必ずご連絡下さい。

- ◎ 特別研修受講対象者(違反等で新しい期限が1年の方)には、別途、神奈川運輸支局よりご自宅に通知があります。(7月頃予定)

運転記録証明書代630円・コピー代320円を4月組合費で請求させて頂いております。ご不明な点は組合総務へお尋ねください。

10. メール機能利用による一斉同報発信の登録を募集中

緊急連絡又は組合情報はメール機能を利用した一斉同報発信により実施しています。携帯電話のメール機能を各携帯電話会社と契約済みの携帯電話をお持ちの方は、下記の専用メールアドレスに氏名を入力の上送信すると登録されます。

国土交通省からの要請もあり、当組合の登録率80%以上を目標といたします。よろしくご協力をお願いいたします。

kk@kanagawakojintaxi.jp

なお、下図の送信メールアドレスのQRコードもご利用下さい。

※ QRコードはカメラ機能のある携帯電話で読み取りが出来ます。

※ 携帯電話のメール機能は各携帯電話会社との契約が必要となります。

		
NTTdocomo	au	SoftBank

11. 寄付金をお願いします

組合員の皆様から一円玉・五円玉等の寄付を募集し、神奈川個人タクシー協同組合の組合員からの大きな善意として、交通遺児等のために役立たせたいと考えております。是非寄付のご協賛をお願い致します。

共済事業部報告

1. 3 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
() 内の数字は人身 本年当月発生件数	(1) 4	(1) 4	(1) 9	(2) 3	 0	 20	 5
() 内の数字は人身 前年同月発生件数	(2) 2	(1) 3	 2	 2	 2	 11	 2
前年度と比較	+2	+1	+7	+1	-2	+9	+3

※ 3月は自過失の事故が非常に多く発生しています。十分に周りに注意して運転をして下さい。
事故の発生時間は23時～24時 3件・1時～4時 7件 深夜の時間帯に多く発生しています。

2. 平成 28 年度事故報告

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

1 年間の事故の総数は 210 件でした。組合員数 525 名の内 40% (4 割)の方が何らかしらの事故に遭われています。その中でも自過失の事故(80 件)が非常に多く又、人身事故(被害・加害)も 45 件と多く発生しています。これらの事故を少しでも無くす為にも、交通事故に対する講習会を保険会社と協力して開催致します。講習会の準備が出来ましたら、お知らせ致します。最近、信号無視をしてくる歩行者との事故が多発しています。信号が青でも十分注意して走行して下さい。

3. 平成 29 年 5 月度 L P G 販売価格について (2 円値下げ 87 円)

掛売 87 円 (消費税込み 94 円)

4. 渉外係よりのお願いです。

- ① 暴行被害(犯人逃走)がありました。ドライブレコーダーは設置していたのですが、車内カメラが無く常時録画の設定もされていなかったため、犯人の映像を警察に提供する事ができませんでした。組合推奨モデルではないドライブレコーダーを設置している方は、一度録画状態を確認して下さい。
組合推奨モデルを既に設置している方は、ご自宅のパソコンでも再生可能です。方法がわからない方は渉外係へお立ち寄りください。
- ② 車内事故が発生しました。今回の問題は、事故があったのに乗客に対して、ケガの有無を一切確認せず、警察にも報告せず、普通に目的地で降ろしたことから苦情になりました。
組合顧問弁護士の意見は「ブレーキ、衝突等ケガの原因事実があった以上、相手方の負傷については否定できない」というご意見でした。つまり、「あの程度の衝撃でケガなんてするはずがないだろう」という主張は通らないと言うことになります。
皆さんも車内事故の対応は「対立せず、まずは謝罪から」を心がけて下さい。
- ③ 交通事故の時、相手方の氏名・住所・連絡先を現場で聞き漏らした事例が増えております。相手方への連絡が滞ればその分、対応や交渉に空白が生じます。相手方、お客様の連絡先は現場で必ず記録して下さい。

5. 全個連の団体生命の一部変更

全国個人タクシー事業連合会の団体生命保険(アクサ生命)の一部が変更になります。生命保険の加入 75 歳 6 ヶ月を超え 80 歳 6 ヶ月までの継続加入が毎年自動的に更新されていましたが、平成 29 年 7 月 1 日以降、継続の更新が出来なくなり廃止となります。75 歳 6 ヶ月未満の方は今までと同じです。

6. 自動車保険 継続手続きについて

早期継続契約にご協力をお願いします。早期継続とは 4 週間前までの契約となります。神奈川個人タクシーは早期継続契約に取り組んでしました。この取り組みは組合の手数料収入がアップします。約 2 か月前に、東京海上日動よりご案内(見積書)が郵送されます。お早めのご検討をお願いします。約 1 か月前になりましたら、保険係より更新確認の連絡をします。更新のお手続きには、保険料のお支払は必要ありませんので、お電話での更新にご協力をお願いいたします。お支払方法は、満期日までに現金で入金いただくか、組合費での一括払い・分割払いをご利用いただけます。分割払いは年間保険料の 5%が手数料となります。ご継続のお手続き後に、証券(継続証)・重要事項説明書(約款)が郵送されます。証券には契約内容や補償内容が、約款は補償内容の説明や、免責事項等の大切なお知らせが記載されております。必ずご確認ください。

7. 生命保険相談会開催について

「生命保険なんでも相談会」を開催しています。

生命保険相談会提携会社は (株)東海あんしんエージェンシー(TAA)

※ 実施予定：毎月、第1月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）及び健康診断日だれでも相談が受けられて、相談料は無料です。場合によっては、家庭訪問にも応じてくれます。

※ 「生命保険なんでも相談会」の開催確定日

平成 29 年 6 月 05 日(月)・10 月 02 日(月)・11 月 06 日(月)	14:00～16:00	1F 休憩室
健康診断日 8 月 04 日(木)・8 月 05 日(金) 予定	10:00～16:00	1F 休憩室
平成 29 年 2 月 13 日(月)・3 月 13 日(月)	14:00～16:00	1F 休憩室

8. 共済表彰 承認の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙

5 年	記念品	2,000 円相当×28＝	56,000 円	(記念品は ネクタイ)
10 年	褒賞金	5,000 円× 7＝	35,000 円	
15 年	褒賞金	10,000 円× 4＝	40,000 円	
20 年	褒賞金	15,000 円× 1＝	15,000 円	
25 年	褒賞金	20,000 円× 1＝	20,000 円	
		合計 41 名	166,000 円	

外部報告

1. 平成 29 年春の全国交通安全運動実施細目(自動車運送事業者用)

関東運輸局 神奈川運輸支局

期 間

運動期間 平成 29 年 4 月 6 日(木)～平成 29 年 4 月 15 日(土)

交通事故ゼロを目指す日 平成 29 年 4 月 10 日(月)

① 運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

② 重 点

- (1) 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車については、特に、自転車安全利用五則周知徹底)
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 二輪車の交通事故防止

③ 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図ること。
- (2) 自動車運送事業者は、次の事項に重点をおいて、安全運行の徹底を図ること。なお、平成 28 年 1 月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策については、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において結論を得られたものから速やかに実施すること。

2. 関東自動車無線協会 神奈川支部 第 43 回 通常総会の開催について

- 1) 日 時 平成 29 年 4 月 20 日(木) 午後 16 時 30 分～
- 2) 場 所 メルパルク 5 階

3. 上部団体の監査会・理事会・総代会について

① 県協会

- 1) 県連・県協 会計検査会 4 月 25 日(火)13:30 ～ 於：(県)個人タクシー協会

- | | | |
|----------------|----------------|---------------|
| 2) 県連・県協 会計監査会 | 4月26日(水)13:30～ | 於：(県)個人タクシー協会 |
| 3) 県協 正副会長会議 | 5月19日(金)13:30～ | 於：(県)個人タクシー協会 |
| 4) 県連・県協 理事会 | 5月25日(木)13:30～ | 於：横浜個人協組 |
| 5) 県連・県協 総代会 | 6月7日(水) | 於：ローズホテル横浜 |

正副会長会議 11:30～

県連総代会 13:00～ (12:30 集合)

(副会長) 橋本 嘉照

(会計) 安部 廣行

(理事) 廣澤 浩二

(総代) 田邊 和男・石 俊一郎・小鎚 誠二

県協総代会 14:00～ (13:30 集合)

(副会長) 橋本 嘉照

(理事) 廣澤 浩二・中村 和男・杉本 茂

(監事) 安部 廣行

(総代) 田邊 和男・齋藤 邦男・横尾 均・角田 義雄・越田 一夫

②全個連

- | | | |
|-------------|---------------------|------------|
| 1) 全個連会計監査 | 平成29年5月2日(火)14:00～ | (個人タクシー会館) |
| 2) 正副会長会議 | 平成29年5月12日(木)14:00～ | (個人タクシー会館) |
| 3) 全個商事役員総会 | 平成29年5月13日(金)11:00～ | (東京新宿) |
| 4) 正副会長会議 | 平成29年6月15日(水)15:00～ | (熱海 金城館) |
| 5) 第62回理事会 | 16日(木)15:00～ | |
| 6) 第32回通常総会 | 17日(金)9:00～ | // |

4. 神奈川タクシーセンターよりお知らせ

平成29年4月度、5月度、6月度の指導計画

平成29年4月度、5月度、6月度の指導計画としては、各地域における違法付け待ち行為等の防止・指導を強化すると同時に車内喫煙、乗り場・待機場での喫煙行為のマナー違反、迷惑行為についての指導もあわせて行ないます。

4月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。
2. 上大岡駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。(夜間)
3. 川崎市内各駅における喫煙行為等の迷惑行為の指導。
4. 横須賀中央駅日の出町交差点における違法付け待ち行為の防止および指導。

*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

5月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区における違法付け待ち行為および呼び込み・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。
2. 上大岡駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。(夜間)
3. 羽田空港車両不足等の防止および乗り場ルールの徹底についての指導。
4. 京急久里浜駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。

*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

6月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。
2. 上大岡駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。(夜間)
3. 川崎市内全般における違法付け待ち行為および呼び込み・乗車拒否等の道路運送 法に違反する行為の防止および指導。
4. 横須賀市内 J R 各駅における入構規制無視(J R ステッカー不貼付)行為の防止および指導
*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

5. 違反事業者協力による街頭指導について

横浜駅西口周辺と上大岡駅前周辺地区については昨年より再三注意喚起をし、センター指導課が街頭指導を行ってきましたが、いまだに付け待ちをする車両が多くあります。

両地区とも違反車両に誘われ今までルールを守っていた運転者も後ろに並んで付け待ちしてしまう状況が見られるため、他の事業者の運転者への影響を考慮し、違反事業者協力による街頭指導を実施することといたします。

実施開始日

平成 29 年 4 月 1 日以降発生した全ての指導事案(現認を含む)が改めて対象となります。

対象地域

・内海橋周辺地域・一橋信号周辺地域・岡野交差点周辺地域・上大岡駅前周辺地域

実施方法

4 月より指導事案を集計し、違反のあった全事業者を対象に、月 3 日程度 21 時～23 時までの 2 時間、街頭指導協力をお願いいたします。

※ 今後地区ごとに改善状況を見て、街頭指導協力の継続、中止を検討していきますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

上記内容で違反事業者協力による街頭指導が始まります。2 年前に関内駅北口の街頭指導について、違反事業者協力による街頭指導が始まり効果を上げております。

組合では 2 年前に決めた、タクシーセンターの指導を受けた組合員本人が街頭指導に行くことを関内駅北周辺地域で実施していますが、・内海橋周辺・一橋信号周辺・岡野交差点周辺・上大岡駅前周辺の地域に拡大して実施いたします。又、タクシーセンターの指導を受けた組合員の街頭指導について、街頭指導に行かない組合員は、適正委員会に諮り処罰の対象となります。(行燈取り外し等)

6. 第 64 回 ザよこはまパレード(国際仮装行列) 交通規制のお知らせ

開催日時 平成 29 年 5 月 3 日(水・祝)(荒天 4 日) 午前 10 時～午後 3 時 30 分

交通規制	①山下公園前	↔赤レンガパーク	10:00～14:30
	② 赤レンガパーク	↔本町 4 丁目	10:30～15:00
	③ 本町 4 丁目	↔伊勢佐木町 1 丁目	11:20～15:10
	④ 伊勢佐木町 1 丁目	↔伊勢佐木町 3 丁目	11:30～15:20
	⑤ 伊勢佐木町 3 丁目	↔伊勢佐木町 6 丁目	11:40～15:30

7. 2017 世界トライアスロンシリーズ横浜大会に伴う交通規制のお知らせ

開催日時 平成 29 年 5 月 13 日(土)・14 日(日)の 2 日間

交通規制

- ① 5 月 13 日(土)6:30～15:20 山下公園～神奈川県庁～みなとみらい
(みなとみらいトンネル(山内ふ頭側)は 6:25 から進入できません)

- みなとみらい21 周辺道路、大さん橋、山下公園周辺、国道 133 号県庁前
- ② 5 月 14 日(日)7:00～13:00 山下公園～新山下周辺
(首都高速神奈川 3 号狩場線上り新山下出・入口閉鎖 7:00～13:00)
山下公園・山下ふ頭周辺、新山下周辺

無線営業部報告

1. 3 月度無線配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	6374 件	4853 件	1521 件	-76.1%
前年度	6748 件	4676 件	2072 件	-69.2%
増減数	-374 件	-177 件	-551 件	
対比	- 5.5%	-7.3%	-26.5%	

2. 3 月度新規契約状況・・・0 件

3. チケット無効報告・・・・・・・・・・3 件

- ① 1 契約先名称 三波工業(株)
2 住 所 横浜市金沢区福浦 1-12-12
3 電話番号 045-791-5190
4 お客様コード No.-0246-000
5 チケット番号 544902
6 チケット枚数 1 枚
7 チケットの色 イエロー色
8 摘 要 上記チケット契約先が平成 29 年 3 月 19 日付けを以て紛失いたしましたので
共通利用無効を御通知致します。

神奈川個人タクシー協同組合 理事長 橋本 嘉照

- ② 1 契約先名称 ひばりヶ丘学園
2 住 所 横浜市港南区芹が谷 2-1-1
3 電話番号 045-822-3916
4 お客様コード No.-0744-000
5 チケット番号 全て
6 チケットの色 ブルー色
7 摘 要 上記チケット契約先が平成 29 年 3 月 31 日付けを以て解約いたしましたので
共通利用無効を御通知致します。

神奈川個人タクシー協同組合 理事長 橋本 嘉照

- ③ 1 契約先名称 神奈川県立中里学園
2 住 所 横浜市青葉区みたけ台 26-18
3 電話番号 045-973-1119
4 お客様コード No.-0927-000
5 チケット番号 全て
6 チケットの色 ブルー色
7 摘 要 上記チケット契約先が平成 29 年 3 月 31 日付けを以て解約いたしましたので
共通利用無効を御通知致します。

神奈川個人タクシー協同組合 理事長 橋本 嘉照

4. 3 月度苦情報告・・・4 件

1) 旭支部員

朝方、関内から山元町までと伝えましたが、自分も少し酔ってしまっていてぼうっとしていたら森林公園迄、来て「どのへんなの？」と声を掛けられたので「山元町といいましたよね？」と運転手さんに聞いたら、「あんた酒飲んでいるだろう？」といわれ、そのあとも、態度悪くてとっても嫌な気持ちになった。冷静に考えると益々運転手を許せなくなり、陸運事務所へ届けようと思っていますが、その前に組合に苦情を言っておきたく連絡しました。

対応によっては（運転手が）「本当に陸運事務所へ通報しますから」と言われました。

回答

本人に確認しました。確かにそのお客様をおのせしました。自分がここで反論した所で状況が変わるとは思えませんし、仕事は仕事です。お客さまを大事にしないといけませんので今後はお客様が一番と考えて仕事致します。

常務

その後、お客様へ事業者からの返事を伝えました。「大変申し訳なく思っております。」と電話口で平身低頭にお話しました。結果ご理解頂き今回は不問にすると行って下さいました。

2) 戸塚支部員

道路が狭い所でお互いに譲らなかったためにタクシーセンターに苦情として、通報されました。

「お前たちはプロ、なんだから下がれ」と相手から言われたが、相手が少しバックしてもらえたら車を交わせる場所があるのだから「下がって」と言ったが下がってもらえず、しかたが無いので警察を呼び、車を動かす事が出来ました。「絶対、通報してやるから」と言っていきました。

回答

今思うと自分が下がれば良かった事でした。今後は個人タクシーという事を自覚して仕事をしたと思います。

3) 戸塚支部員

関内から新横浜と言ったら「六角橋商店街からいきますか？」と言われたので、「ぼったくりじゃないか？」と言った。その言葉に憤慨したのか車をその場に止めて走ろうとしない。

「早く走れ」と言っても止まったままで、「降りろと言う事か？」と言うと、「そんなことは一言も言っていない」との返事だが、走らないという事はおりろということだと思い仕方なくドアを開けてもらい降りた。降りる時に必ず、「陸運局に通報してやるからな」と言って降りて行った。

回答

タクシーセンターから調査案件ですので本人から事情を聞いたうえ連絡する様に言われましたので本人を組合に呼び説明をきいたのち相手方に電話をして、本人が「この度は大変不愉快な思いをさせてしまいまして大変申し訳ありませんでした」と謝りました。お客様もやっと納得して頂き、許してもらえました。直ぐにタクシーセンターに電話で報告し、タクシーセンターより「これから注意する様に」と言われました。

4) 磯子支部員

根岸駅より乗車ベビーカーをトランクに入れて下さいと言っても客にやらせる。行先を言ってもカーナビを入れることなく走り出す。大人3人子供1人、「助手席に乗りたい」と言っても私物が ある為乗せてもらえず。こんな態度の悪い運転手が居るとはがっかりです。「最低」

回答

御客様には大変不愉快な思いをさせてしまいました事、心より反省いたしています。今後は、御客様第一に考え、親切・丁寧・安全を、基本に頑張ります。

5. 無線室からのお願いです

皆様にすでにお伝えしていますが、いまだに音声で応答している方がいます。基本、音声では受付

しません。必ず操作器の青のボタンを押して応答して下さい。オペレーターが困っています。周知徹底をお願いいたします。尚、音声配車の時に音声が終わらないうちに応答ボタンを押す方がいますが、早く押す方には配車致しません。音声を聞き終わってから、応答ボタンを押して下さい。

無線配車を受けられない状態（食事中・休憩中他）のときは黄色のボタンを押して休憩にするか、閉局に必ずして下さい。配車に時間が掛かりお客様をお待たせさせ、大変ご迷惑をかけています。必ずお守り下さい。くれぐれも、宜しくお願いします。

無線室から一斉メールを出せるように致しました。チケット無効のお知らせや、お客様より事前に予約配車を頂き、台数が多い時などは、早目に皆さんへお知らせが出来るように致しました。ご協力を宜しくお願い致します。尚、無線機の付いて無い方へもメールが行きますのでご迷惑にしたいと思います、お許しをお願い致します。

6. 3 月度無線機 275 台 空台数 0 台

財政部報告

1. 3月分までの賦課金等未納状況

4月27日 13:00 現在

未納者0支部 なし

未納者 43名 6,121,191 円

2. 未納者への督促及び対策について

(10ヵ月) (神)山本 道彦

(8ヵ月) (神)中澤 元春

(5ヵ月) (神)鈴木 光雄

(3ヶ月) (中)尾倉 洋一 (神)菅沼 和人

2ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

病気・けが・・・・・・・・・・1名

譲渡者・・・・・・・・・・4名

廃業者・・・・・・・・・・2名

3. 平成29年 3月度、換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
H. 29 年 3 月分換金額	12,355 枚	88,998,497 円	7,203 円
H. 28 年 3 月分換金額	12,527 枚	91,482,525 円	7,302 円
増 減 額	-172 枚	-2,484,028 円	-125 円
対 比	-1.37 枚	-2.71 円	-1.35 円

4. 平成 29 年 3 月度、神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
H. 29 年 3 月分換金額	9,735 枚	67,426,027 円	7,052 円
H. 28 年 3 月分換金額	9,830 枚	69,306,425 円	7,050 円
増 減 額	-95 枚	-1,880,398 円	+2 円
対 比	-0.96 枚	-2.73 円	+0.02 円

5. 平成29年 3月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

3 月度 (373台)	枚 数	金 額	1 枚当たり「参考」
デビットカード	2 件	14,760 円	7,380 円
クレジットカード	2,757 件	17,494,077 円	6,345 円
カード会社チケット	2,106 件	16,412,750 円	7,793 円

〈参考〉平成28年 3月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

3月度 (364台)	枚 数	金 額	1 枚当たり「参考」
デビットカード	件	円	円
クレジットカード	2,797 件	18,718,026 円	6,692 円
カード会社チケット	1,974 件	15,110,679 円	7,654 円

6. 平成29年 3月度 神奈川個人発行チケット処理 (参考資料)

組 合 名	枚 数	金 額	1 枚当たり「参考」
神奈川個人 (窓口)	2,851 枚	16,637,030 円	5,847 円
横浜個人	1,797 枚	13,135,950 円	7,317 円
川崎個人	76 枚	755,860 円	9,180 円
川崎第一個人	23 枚	234,820 円	9,246 円
横須賀個人	32 枚	367,450 円	10,337 円
浜協個人	148 枚	802,260 円	6,313 円
県央個人	74 枚	826,960 円	10,683 円
東京個人	430 枚	5,238,300 円	11,645 円
その他	40 枚	210,870 円	6,316 円
合 計	5,471 枚	38,209,500 円	9,953 円

7. 親睦会特別褒賞金の支払及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

平成29年 3月度 廃業者

支部	氏名	在籍年数		特別褒章金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
保	こばやし たけし 小林 毅	36	11	100,000	883,095	156,300	1,139,395
金	たかもと としゆき 高本 敏之	15	10	50,000	441,808	156,300	648,108
神	よこみぞ こういち 横溝 浩一	10	1	50,000	343,339	0	393,339
神	さ さ き よしかず 佐々木義和	30	10	100,000	785,147	156,300	1,041,447
港	まつもと かつじ 松本 凱司	27	0	100,000	637,704	156,300	894,004
合計				400,000	3,091,093	625,200	4,116,293

※3月分の廃業慰労金の徴収額は 5,933円となり、5月に請求致します。

※3月分の譲渡支援金の徴収額は 1,200円となり、5月に請求致します。

8. 予算委員会について

予算委員会を平成29年4月18日(火)に開催し平成29年度予算を作成致しました。予算委員は常任理事 4名 理事 4名(小鎚誠二 横尾均 角田義雄 中村和明)8名で構成されております。

9. 組合会計監査の实地報告

平成29年4月15日(土)16日(日)17(月)の3日間に亘り組合会計監査を実施して頂きました。結果は全て適正であると認められました。監事は次の方々です。(中)多田幸由 (港)横尾滋

10. 全個連所得補償保険無事故払い戻しについて

全個連の所得補償プラン(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)に加入されている方への無事故払い戻し金を、平成29年4月24日にりそな銀行口座に振り込みました。

11. 帳簿係からのお願いです

収支明細表の記入をお願いしてから数年経過いたしますのでまだ記入していない方は是非この機会に記入し、集計表と一緒に提出して下さい、尚領収書は提出せず月毎に封筒に入れ保管してください。

※ 収支明細表の書き方

1. 収入の部

運送収入金 1ヵ月の合計金額を記入
その他収益 チップの合計金額を記入
事業主借 支払い合計額に対し収入額不足の場合のみ記入

2. 支出の部 別紙の科目コード一覧表を参考に科目別に記入して下さい。・・・・・・別紙

水道代は 2,500 円、電気代は 1,600 円、電話代 3,000 円は一律です。電話代を携帯電話で計上する場合は上限が売り上げの 2%までです。2% 以下の場合は支払った金額を記入して下さい。

12. 換金資金 1.5%積立分上限 返還の件

1.5%積立上限額500,000円超過分は下記の通り返還いたしました。

平成 29 年 4 月 24 日に 98 名に総額 1,798,895 円を返還致しました。

※ 滞納者にも全員振込みました。

13. 廃業慰労金等金額一覧表・特別報奨金等金額一覧表・・・・・・別紙

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの廃業者に適用されます。定款規約集への差替えをお願いします。